

まち歩きアプリ「PLUS-Walk清水町」利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、清水町（以下「町」といいます。）が提供するまち歩きアプリ「PLUS-Walk清水町」（以下「本アプリ」といいます。）におけるサービス（以下「本サービス」といいます。）について、本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）が使用する際の条件を記したものです。

なお、本規約は、利用者に予告なく、必要に応じて改訂することがあります。その場合、清水町公式ホームページ（以下「町ホームページ」といいます。）に本規約を掲示することにより、発効するものとします。改訂した規約を町ホームページに掲示した旨は、本アプリへの通知及び町ホームページの「新着情報」への掲示により利用者に通知するものとします。

本サービスを利用する際は、最新の本規約を参照してください。

（定義）

第1条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「ポイント」とは、本サービスに関連し、ポイント対象活動に取り組むことにより取得できるものをいいます。
- (2) 「ID」とは、本サービスにおいて、利用者を識別するための符号です。
- (3) 「利用者情報」とは、本サービスを通じて蓄積される利用者等の情報をいいます。

（利用条件）

第2条 利用者は、本サービスの利用に際して、ウォーキング以外の方法での歩数取得など趣旨に反する利用や、違法あるいは公序良俗に反する目的や用途のための利用をしてはならないものとします。

- 2 本サービスは、町の都合により変更することがあります。なお、災害、事故、その他緊急事態が発生した場合は、本サービスの全部又は一部を停止する場合があります。
- 3 利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器を、利用者自身の費用と責任において準備し、利用可能な状態にする必要があります。なお、利用者自身の費用と責任にお

いて、電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。(本アプリのダウンロードやバージョンアップ、利用、正常に動作しないことによる再設定等により発生するパケット通信料を含みます。)

4 本サービスを利用することができる者は、静岡県駿東郡清水町に在住・在勤又は在学する者のうち、本サービスの利用を希望する者とします。なお、エリアによっては、本サービスの全部又は一部を受けられない場合があります。

(本サービスの内容)

第3条 本サービスは、ID・パスワード等による利用者認証等を用いて、利用者の歩数その他の健康活動に関する測定データ等を記録し、本アプリから閲覧等を可能にするものです。

2 本サービスにより利用者に付与されるポイントは、本アプリ内で、当該利用者のみが、当該利用者の「ゆーすいポイント」として交換することができるものであり、これを換金したり、第三者に譲渡したりすることはできないものとします。

(アカウント及びパスワードの管理)

第4条 利用者は、自己の責任においてアカウント及びパスワードを管理及び保管するものとし、これを第三者に使用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2 アカウント又はパスワードが盗用され、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を町に通知するとともに、町からの指示に従うものとします。

(規約の同意)

第5条 本サービスの利用を希望する場合、本規約の内容を承諾の上、町所定の方法により、町に利用を申し込みます。

2 利用者が前項の申込後に本サービスの利用を開始した場合、利用者は、本規約の内容に同意したものとします。

3 町は、第1項の規定に基づく申込みを行った者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込内容に虚偽の内容が含まれる場合

(2) 本規約に違反したことにより、登録等を解除されたことがある場合

(3) その他、本サービスの運営に支障があると町が判断した場合

4 利用者は、申込内容に変更がある場合、町所定の方法に従って、変更手続を行うものとしします。

(利用者情報の取扱い)

第6条 町は、登録された利用者の情報を適切かつ安全に運用するものとしします。

2 町は、利用者の個人情報を下記の目的のために利用しします。

(1) 本サービスの提供

(2) 本サービスの関連事業の実施

(3) 町及び提携事業者による利用者情報を用いた研究・開発

(4) 町又は提携事業者が提供又は実施する商品・サービスの提供及び各種イベント等の案内

(著作権、財産権との他の権利)

第7条 本サービスに含まれるコンテンツ及び個々の情報、商標、画像、デザイン等に関する著作権、商標権その他の知的財産権及びその他の財産権は、全て町又は正当な権利者に帰属しします。

2 町は、本規約によってのみ利用者に本サービスの使用を許諾しします。

3 利用者は、本サービスの著作権等を侵害することはできません。

4 利用者は、本サービスの全部又は一部を修正又は改変し、これらに基づいて二次的著作物を創作することはできません。

5 町は、利用者の本規約に違反する行為について、当該違反行為を差し止める権利を有し、かつ、当該違反行為によって利用者が得た利益相当額を町の損害賠償額として請求できるものとしします。

6 本規約に定めのない事項については、著作権法その他の知的財産保護に関する法律が適用されます。

(ポイント付与・管理)

第8条 ポイントは、1日当たりの歩数等に基づき付与されます。

2 利用者は、保有するポイントを他の利用者に譲渡又は質入れ、利用者間でポイントを共有することはできません。

3 町は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者に事前に通知することなく、利用者が保有するポイントの全部又は一部を取り消すことができます。

- (1) 違法又は不正行為があった場合
- (2) 本規約その他町が定めるルール等に違反があった場合
- (3) その他町が利用者に付与されたポイントを取り消すことが適当と判断した場合

4 町は、取消し又は消滅したポイントについて、一切の責任を負いません。

(ゆうすいポイントとの交換)

第9条 町が付与するポイントをゆうすいポイントに交換できる機能を利用できる者は、次に該当する者としてします。

- (1) 静岡県駿東郡清水町に在住・在勤又は在学する者
 - (2) 本人名義の有効な「yuifill ID」を所持している者
- (禁止事項等)

第10条 利用者は、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスで記録された情報の改ざん
- (2) 本サービスに関連するシステムへの不正なアクセス等及び当該侵害行為を助長する行為
- (3) アカウントの不正使用（1人が複数のアカウントを使用すること、又は複数人が1人としてアカウントを使用することを禁止する。）
- (4) 本サービスに関する権利又は義務の全部又は一部の第三者への譲渡、担保提供等
- (5) 法令又は公序良俗に反する行為
- (6) 前各号のほか、本サービスの運営に支障をきたす行為又はそのおそれがある行為

(本サービスの提供中止)

第11条 町は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 提携事業者が事業の提供又は関連事業の実施を終了した場合
- (2) システム保守、システム障害対応、天災・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
- (3) その他やむを得ない事情がある場合

(免責事項)

第12条 本サービスは、利用者自身の責任において利用していただきます。なお、以下の各号に掲げる事項にあらかじめ了承するものとします。

- (1) 町は、掲示した情報等によって利用者に生じた損害や利用者同士のトラブル等について、一切の補償及び関与をいたしません。
- (2) 町は、本サービスからリンクされた第三者が運営するサイトを利用したことによって利用者に生じた損害に関して、一切の補償及び関与をいたしません。
- (3) 町は、利用者が本サービスを利用できなかったことによって利用者に生じた損害について、一切の補償をいたしません。
- (4) 町は、本サービスがいかなる利用者の使用環境の下でも正確に動作しうる旨の保証はいたしません。
- (5) 町は、利用者が本サービスの利用中に生じた事故、怪我、疾病、障害、利用者同士のトラブル等によって利用者に生じた損害に関して、一切の補償及び関与をいたしません。
- (6) 町は、利用者によるアカウント又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって利用者に生じた損害について、一切の補償をいたしません。

(規約違反の場合の措置等)

第13条 町は、利用者が次の各号の一に該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、本サービスの利用を一時停止若しくは制限し、又はアカウント登録を削除することができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 町に提供された基本登録情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 町からの問合せその他の回答を求める連絡に対して30日間以上応答がない場合
- (4) 本サービスの利用に際して、過去に本サービスの利用停止又はアカウント削除等の措置を受けたことがあり、又は現在受けている場合
- (5) 反社会的勢力等に該当し、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力又は関与する等、反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っている場合
- (6) 本サービスの運営・保守管理上必要である場合

(7) その他前各号に類する事由がある場合

(有効期限)

第14条 本規約は、本サービスの運営が終了するまで有効です。

2 利用者は、本サービスの取扱いに際し、著作権法その他の法令又は本規約の内容に違反したときは、町は何らの通知をすることなく、利用を禁止するものとします。

(一般事項)

第15条 本規約は、日本法の適用を受け、日本法に基づき解釈されるものとします。

なお、本規約に関わる紛争の第一審の専属的管轄裁判所は、静岡地方裁判所沼津支部とします。

(その他)

第16条 利用者は、本規約に定めのない事項について、別途町の定めるところに従うものとします。

附 則

本規約は、令和4年11月30日から実施します。